

## 国民健康保険財政安定化基金関係例規の改正について

### 1 改正の経緯

- 令和3年6月11日に公布された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保法が一部改正されました。
- 内容は、「都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する。これにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇時などに事業費納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資する財政調整を可能とする」こととされました。 ※施行日：令和4年4月1日
- 以上により、決算剰余金を財政安定化基金に積立て、事業費納付金への活用のため、財政安定化基金を取崩すことが可能となる「新たな財政調整事業」について、本県においてもこれを導入することとし、財政安定化基金条例等、関係例規の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 改正する関係例規

- 国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年3月22日宮城県条例第32号）
- 国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年3月30日宮城県規則第63号）

#### (2) 改正の具体的内容

- 国保法改正により新設された「第81条の2第4項」を条例に加える。
- 上記により条ずれとなった財政安定化基金拠出金を含め、その他所要の改正を行う。

#### 【参考】法第81条の2第4項 <新設>

都道府県は、第2項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

(3) 施行日

- 令和4年4月1日（令和4年2月県議会に上程予定）

**3 今後の対応**

- 決算剰余金の財政安定化基金への積立て及び取崩しについては、実際には令和4年度に実施する「令和5年度事業費納付金算定時」の際に初めて実施されることから、事業スキームについて引き続き市町村との協議を行っていく予定としています。

## 【 参 考 】

- 国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年三月二十二日宮城県条例第三十二号）  
国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

（設置）

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき、国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合に、処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金事業交付金の交付を行う特別の事情）

第七条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十七条第一項の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 被保険者（法第五条に規定する被保険者をいう。第三号において同じ。）の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）、主要な生産物の価格の低下等により地域の産業に著しい影響が生じたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、被保険者の生活に影響を与える事情が生じたことと知事が認めるもの。

（財政安定化基金拠出金の負担）

第八条 法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金は、当該財政安定化基金拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び附則第三項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項」とする。

（処分の特例）

- 3 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第五条の規定によるもののほか、県内の市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に要する経費に充てる場合に、処分することができる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

- 国民健康保険財政安定化基金条例施行規則  
(平成三十年三月三十日宮城県規則第六十三号)  
国民健康保険財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

(趣旨)

- 第一条 国民健康保険財政安定化基金の運営に関しては、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)及び国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年宮城県条例第三十二号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- (貸付けの申請)
- 第二条 法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けようとする市町村は、貸付けを受けようとする年度の知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。
- 一 国民健康保険財政安定化基金事業貸付金所要額計算書(様式第二号)
  - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (貸付けの決定等)
- 第三条 知事は、前条の規定により提出された書類等を審査し、貸付金の貸付け及び額を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。
- 2 前項の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金請求書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。
  - 3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。
- (貸付金の実績報告等)
- 第四条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付けを受けた年度の翌年度の六月末日までに、次に掲げる書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金実績報告書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。
- 一 国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還計画書(様式第六号)
  - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定により提出された書類等に基づき、貸付金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える貸付金を貸し付けているときは、その超える部分の貸付金(以下この条において「不用額」という。)の償還を国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還請求書(様式第七号)により当該市町村に請求するものとする。
  - 3 前項の規定により不用額の償還請求を受けた市町村は、次条の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに、前項の不用額を償還しなければならない。
- (貸付金の償還方法)
- 第五条 前条第二項の規定により確定した貸付金(以下「確定後貸付金」という。)の償還は、貸付金の貸付けを受けた年度の翌々年度以降三箇年度の各年度において行うものとする。ただし、第七条第一項の規定により繰上償還をしようとするときは、この限りでない。
- 2 貸付金の貸付けを受けた市町村が償還期間の初年度(以下「初年度」という。)に償還する額(以下「初年度償還額」という。)は、当該市町村が貸付けを受けた確定後貸付金の三分の一に相当する額以上の額とし、初年度の次の年度以降に償還する額は、当該市町村が貸付けを受けた確定後貸付金の額から初年度償還額を控除した額を二で除して得た額とする。
  - 3 第一項の償還は、償還期間の各年度の二月末日までに行わなければならない。
- (貸付金の償還の猶予)
- 第六条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が災害その他特別の事情により確定後貸付金を償還することが著しく困難であると認めるときは、償還期日の到来していない確定後貸付金の償還を猶予することができる。
- 2 前項の規定により償還の猶予を受けようとする市町村は、償還期日の二十日前までに、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還猶予申請書(様式第八号)及び国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還変更計画書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の申請書を審査し、償還の猶予及びその期限を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(貸付金の任意の繰上償還)

第七条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、確定後貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

- 2 前項の規定による繰上償還をしようとする市町村は、当該繰上償還をしようとする日の二十日前までに、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書(様式第十号)及び国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還変更計画書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の提出があった場合で繰上償還を適当と認めたときは、当該市町村に対し、繰上償還をさせようとする日の十日前までにその旨を通知するものとする。

(交付の申請)

第八条 法第八十一条の二第一項第二号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとする市町村は、交付を受けようとする年度の知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

- 一 国民健康保険財政安定化基金事業交付金所要額計算書(様式第十二号)
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

第九条 知事は、前条の規定により提出された書類等を審査し、交付金の交付及び額を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、国民健康保険財政安定化基金事業交付金請求書(様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

(交付金の実績報告等)

第十条 交付金の交付を受けた市町村は、当該交付を受けた年度の翌年度の六月末日までに、知事が必要と認める書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された書類等に基づき、交付金の額及び法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)を確定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える交付金を交付しているときは、その超える部分の交付金(以下この条において「不用額」という。)の返還を国民健康保険財政安定化基金事業交付金返還請求書(様式第十五号)により当該市町村に請求するものとする。
- 3 前項の規定により不用額の返還請求を受けた市町村は、次条の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに、前項の不用額を返還しなければならない。

(拠出金の納付)

第十一条 交付金の交付を受けた市町村は、前条第二項の規定により通知を受けた拠出金を交付金の交付を受けた年度の翌々年度の二月末日までに納付しなければならない。

(拠出金の納付の猶予)

第十二条 知事は、交付金の交付を受けた市町村が災害その他特別の事情により拠出金を納付することが著しく困難であると認めるときは、納期日の到来していない拠出金の納付を猶予することができる。

- 2 前項の規定により拠出金の納付の猶予を受けようとする市町村は、納期日の二十日前までに、国民健康保険財政安定化基金拠出金納付猶予申請書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書を審査し、納付の猶予及びその期限を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(違約金)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日数について当該償還額又は当該納付額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した違約金を徴収するものとする。

- 一 貸付金の貸付けを受けた市町村が償還期日までに貸付金の償還をしなかったとき 当該償還期日の翌日から償還の日までの日数
- 二 交付金の交付を受けた市町村が納期日までに拠出金の納付をしなかったとき 当該納期日の翌日から納付の日までの日数

(貸付金及び交付金の減額等)

第十四条 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金若しくは交付金の額を減額し、又は貸付け若しくは交付を行わないこととすることができる。

- 一 貸付金又は交付金の額が不当に過大になると認められるとき。

- 二 詐欺その他不正の行為により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとしたとき。
  - 三 この規則に規定する貸付け又は交付に係る手続を怠ったとき。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。
- 2 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させ、又は交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- 一 前項第一号又は第二号に該当することが判明したとき。
  - 二 貸付金又は交付金を法に定める目的以外のために使用したとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。
- (借入台帳等の整備)
- 第十五条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入台帳(様式第十七号)を、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により整備しなければならない。
- 2 貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村は、貸付金又は交付金に関する書類(貸付金の貸付けを受けた市町村にあっては、前項の国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入台帳を含む。以下同じ。)を、書面又は電磁的記録により整備し、貸付金の貸付けを受けた場合にあっては償還を完了した年度の翌年度から五年間、交付金の交付を受けた場合にあっては交付を受けた年度の翌年度から五年間、これを保存しなければならない。
- (報告及び調査)
- 第十六条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、貸付金又は交付金に関する書類について調査することができるものとする。
- (委任)
- 第十七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。